

島岡 まな

高等司法研究科・教授

【研究】

ここ数年取り組んでいるジェンダー刑法学に関する研究を主として行った。その成果は、論文2本、コンメンタールの解説1本として公表された。また、6月に110年ぶりに刑法典の性犯罪規定が大幅に改正されたことを受けて講演依頼が相次ぎ、公開の講演会で3回、比較的少数の研究会で1回講演した。

9月には衆議院議員(当時・共産党)2人に依頼され、フランスでの性犯罪調査に同行した。10月には全国女性シェルターネット20周年記念シンポジウムでの議員フォーラム司会・講演も依頼され、行った。2018年3月にはポワティエ大学刑事学研究所の客員教授として、フランス語講演を数回行った。

【教育】

佐久間教授の退職後に法学部の大講義や演習を受け継ぎ、平成30年まで後任も赴任しないため、1人で行った。平成29年度前期は「刑法1」(2~4年次配当)を受講生200名ほどに講義した。演習も少人数ながら刑法判例百選を教材として判例の検討を行い、毎回活発な議論を行った。共通教育の「女性学・男性学」もオムニバスで担当した。

後期は、「刑法2」(2~4年次配当)を受講生200名ほどに講義した。演習の課外活動として「大阪刑務所」見学を行い、松田ゼミ、品田ゼミからも希望者が参加した。共通教育の「法の世界」(受講生50名)も担当した。

【管理運営】

平成29年度は、高等司法研究科アドミッション委員として、アドミッション委員長をサポートしつつ関連業務を行った。他の委員と分担して鹿児島大学での説明会や東京の予備校での説明会も担当した。

全学委員会である生命機能研究科倫理委員会、歯学研究会倫理審査委員会に委員として出席し、意見を述べた。

男女協働推進センター兼任教員として広報・意識啓発部門長に任命され、センターHPの広報基本方針策定やシンポジウム司会等に携わった。

8月より本部の研究オフィス副理事を拝命し、月に2度ほどの会議に出席した。

【社会貢献】

国立循環器病センター倫理委員会委員として毎月1回の会議に出席し、意見を述べた。警察庁主催「警察法政策に関する関西研究会」にも出席した。ジェンダー法学会理事、日本学術会議連携委員(法学)として活動を行った。

6月に110年ぶりに刑法典の性犯罪規定が大幅に改正されたことを受けて講演依頼が相次ぎ、「性暴力と刑法を考える当事者の会」(東京・6月)、兵庫県弁護士会(兵庫・10月)、日弁連(東京・11月)で講演を行った。全国女性シェルターネット20周年記念シンポジウムの議員フォーラムでも、司会・講演を依頼され、行った。